

監査結果の報告について

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づく定例監査並びに同条第7項の規定に基づく財政援助団体等監査を下記のとおり執行したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和4年10月31日

山形市監査委員 玉田芳和
同 村山秀幸
同 菊地健太郎
同 武田聡

記

1 定例監査

- (1) 監査の対象部課等 企画調整部 企画調整課、スポーツ振興課
環境部 環境課
- (2) 監査の期間 令和4年9月15日から令和4年10月26日まで
- (3) 監査の範囲 令和3年度の事務事業の執行状況
- (4) 監査の結果

部課等名	監査の結果
企画調整部 企画調整課	<p>指摘事項</p> <p>次のとおり是正又は改善を要する事項があったので、適切な措置を講じられたい。</p> <p>1 収入事務において、普通財産貸付について、貸付料の測定時期及び納期限の日付が著しく遅いものがあった。</p> <ul style="list-style-type: none">元双葉小学校（電力供給線路設置のため）、申請日（R2.2.5、1件）元双葉小学校（サッカー（フットサル）のトレーニング）、申請日（R3.5.1、R3.6.1、2件）元双葉小学校（改正航空法の座学講習及びドローンの実技訓練等の実施）、申請日（R3.6.29、R3.7.30、2件）元双葉小学校（ミュージックビデオの撮影）、申請日（R4.3.7、1件） <p>2 元双葉小学校の防火対策において、次のようなものがあった。</p> <ol style="list-style-type: none">防火管理者選任（解任）届出書を提出していないもの消防計画を作成しておらず、消防訓練を行っていないもの

<p>企画調整部 スポーツ振興課</p>	<p>指摘事項</p> <p>次のとおり是正又は改善を要する事項があったので、適切な措置を講じられたい。</p> <p>1 行政財産の目的外使用許可事務において、次のようなものがあった。</p> <p>(1) 許可申請書を、添付関係図書（図面）が添付されないまま受理し、使用を許可しているもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 山形市球技場（初詣の臨時駐車場（90台分）として） <p>(2) 許可申請書に記載された使用面積の算出根拠が不明確なもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 北市民プール（自動販売機設置） ・ 福祉体育館（自動販売機設置） ・ 山形市総合スポーツセンター（競技に関連した商品の販売） ・ 山形市総合スポーツセンター（花笠まつりにおける花笠グッズ及び飲料の販売）
<p>環境部 環境課</p>	<p>指摘する事項はなかった。</p>

(5) 準 拠 基 準 山形市監査基準

(6) 監 査 の 着 眼 点

財務に関する事務が、法令等の定めるところにより適正に行われているか（合规性）を基本とし、事務事業の経済性、効率性、有効性の観点からも監査を実施した。

(7) 監 査 の 方 法

監査の対象課等から提出された監査資料に基づき、関係書類を抽出調査するとともに、関係職員からの聞き取り等により監査を実施した。

2 財政援助団体等監査

(1) 監査の対象団体等

監査対象団体	所管部課等	監査対象とした項目及び金額
<p>公益社団法人山形交響楽協会</p>	<p>企画調整部 文化振興課</p>	<p>山形交響楽協会運営費補助金 40,000,000円</p>

(2) 監 査 の 期 間 令和4年9月5日から令和4年10月26日まで

(3) 監 査 の 範 囲

令和3年度の財政援助等に係る団体の出納その他の事務事業の執行状況及び所管部課等の事務の執行状況

(4) 監 査 の 結 果

団体及び所管部課等名	監査の結果
<p>公益社団法人山形交響楽協会 企画調整部文化振興課</p>	<p>指摘する事項はなかった。</p>

(5) 準 拠 基 準 山形市監査基準

(6) 監 査 の 着 眼 点

ア 団体（財政援助団体）に関する監査

当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われているか。

イ 所管部課等に対する監査

監査対象団体に係る財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているか。

(7) 監 査 の 方 法

監査の対象団体及び所管部課から提出された監査資料に基づき、関係書類を抽出調査するとともに、関係職員からの聞取り等により監査を実施した。